



協働かわら版は、平成21年3月に「市民と行政との協働に関する基本指針」が策定されたことに伴い、「職員の意識改革」に重点を置いた取り組みの一つとして、職員の「協働」への理解の浸透と様々な現状を知らせることを目的に発行している「庁内向け情報誌」です。 [バックナンバー](#) [吉川協働かわら版](#) [検索](#)

今回のテーマは

1. 吉川市協働事業評価
2. 市民活動推進講座を開催しました！ の2本です。

吉川市協働事業評価

「吉川市協働事業評価」って何？そもそも「協働」って…なに？

福祉、環境保全、地域活性化、まちづくり、文化・芸術、社会教育など、さまざまな分野でニーズが多様化し、新たな社会サービスの提供や発展が必要とされています。同時に少子高齢化による人口減少や、高齢者人口の増加、コミュニティの希薄化に伴う地域課題など、社会課題はますます複雑かつ深刻化しています。

そうした中、私たちの身近なところで、NPOやボランティア、地域、企業が、高齢者の見守り、防災、子育て支援、道路や河川の清掃、意識啓発など、さまざまな市民活動を行っています。市民活動が特に注目されたのは、1995年1月17日に起きた阪神・淡路大震災であるといわれ、この年は「ボランティア元年」とも称されています。

市民活動は、社会ニーズが多様化する新たな社会づくりの担い手として注目され、また、活動によって生み出される人と地域のつながりの豊かさが、出生率の引き上げや介護予防、そのほか副次的効果を創出する可能性も報告されているところです。

こうしたさまざまな市民活動が行われる中、市民活動団体と行政が連携し、市内でも、多くの協働による事業が行われています。

今号では、**協働**と**協働事業の評価**について考えてみたいと思います。

協働の考え方については、全国統一の定義があるわけではなく、各自治体によって、さまざまな取り組みや考えのもと、市民との協働による事業が展開しています。

「吉川市市民参画条例」(平成17年策定)では「協働」は次のように定義されています。

協働：市民と市がそれぞれの役割と責任を自覚し、互いに尊重し、補完し、協力すること。

解説 市民と市が対等の立場でそれぞれの役割と責任を自覚し、お互いに尊重し、補完し、協力することを指しています。

また市では、「吉川市協働指針」(平成21年策定)のなかで、協働のルールとマナー、類型などについてまとめています。

協働事業の類型 (吉川市協働指針より)

共催 <ul style="list-style-type: none"> ●市民まつり ●なまずの里マラソン ●文化祭など 	後援 <ul style="list-style-type: none"> ●「後援：吉川市」 ●「後援：吉川市教育委員会」とある事業 	事業協力 <ul style="list-style-type: none"> ●地域美化運動 ●地域防犯運動など 	アダプト制度 <ul style="list-style-type: none"> ●道路里親制度など 	
企画立案・計画立案への参加 <ul style="list-style-type: none"> ●審議会や協議会 ●パブリック・コメント ●ワークショップなど 	実行委員会等 <ul style="list-style-type: none"> ●市民まつり運営委員会など 	委託 <ul style="list-style-type: none"> ●協働事業による委託など 	補助 <ul style="list-style-type: none"> ●〇〇事業補助金など 	指定管理者制度 <ul style="list-style-type: none"> ●老人福祉センター ●市民交流センターおあしす ●市立図書館など

さまざまな形で協働事業が展開していくなか、市側と協働相手における、①判断の差②対話などコミュニケーション上の課題③第三者評価などが課題として指摘されています。

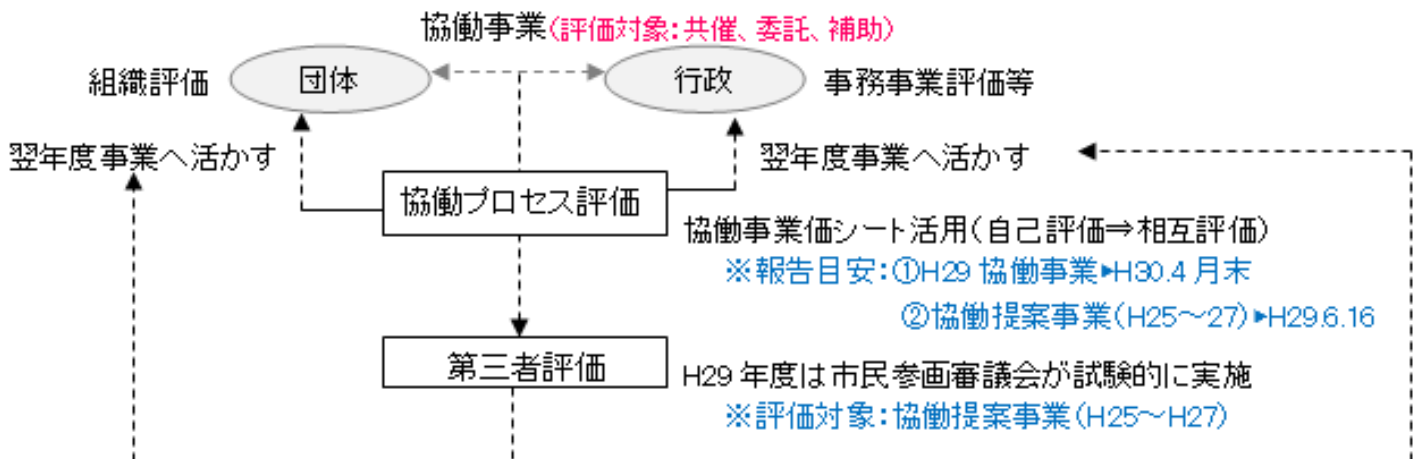
そこで、「吉川市民参画審議会」では、平成28年に、協働事業に関わる団体・行政双方の対話を図ることを目的に「吉川市協働事業評価のあり方」の整理を行い、また協働の過程を評価するツールとして「**協働事業評価シート**」を作成、平成29年度から全庁に照会し、協働事業評価シートの作成・提出を依頼しています。

このシートは、協働事業実施に伴う各ステップを**振り返る**と共に、次の協働事業へ活かす視点を重視し、団体・行政双方における**対話の見える化**を図ることが一番のポイントです。

評価対象となる協働事業は、**協働の色彩の強い「共催」「委託」「補助」**で、団体・行政で話し合い、協働事業評価シートを作成します。

協働事業評価：協働事業を行うことで当事者（団体、行政双方）が経験を蓄積し、当該事業の受益者である市民を意識しながらその後の協働事業への寄与や、市内における共同事業や市民活動がさらに成長していくためにおこなうもの。いわゆる「協働プロセス評価」に当たる。

【平成29年度_協働事業評価の流れ（参考）】



平成29年度は試験的に市民参画審議会が評価機関となり、**第三者評価を実施**しました。第三者評価とは、**協働事業の受益者である市民（第三者）が外部の視点から検証・評価を行うもの**です。

平成29年度第1回市民参画審議会において、以下の3つの協働事業が評価対象となり、第三者的な立場から協働事業全体に対する分析と評価を行いました。

協働事業名	団体等名	部署名	事業目的
①地域猫活動補助金	アニマルボランティア援助良	環境課	野良猫の減少、野良猫による迷惑行為の減少を図り、地域の生活環境を改善すること
②生ごみ減量と再資源化推進事業	環境ネットワークよしかわ	環境課	生ごみを堆肥化し資源として再利用すると共に燃料の削減を図ること
③吉川市公開動画作成プロジェクト	Shake Hands (シェイクハンズ)	政策室	動画を使用して短時間で分かりやすく市政を公開し、広く市民の関心を集めること

今後の予定

- ・ 第三者評価：第2回市民参画審議会(平成31年3月開催予定)において、29年度の協働事業（数本）を第三者評価
- ・ 協働事業評価シート（H30年度協働事業）の作成・提出：事業完了次第、団体・行政双方で対話を図り、協働事業評価シートを市民参加推進課に提出。(期限：平成31年4月30日)

市民活動推進講座を開催しました！

9月13日(金)、元県立精神保健総合センター精神保健福祉部長 菊池礼子氏を講師に迎え、自殺や引きこもり問題にスポットを当てた市民活動推進講座「心の健康から考える共生社会～地域・社会にできること～」を開催しました。

引きこもり・不登校などの心の問題、自殺対策基本法^{※1}について、さまざまな事例や調査結果を交えて説明してくださいました。シンクタンク研究員だけでなく、H29～30年度みらいステップ助成金採択団体、市内NPO法人代表者など38名の参加者があり、参加者からは、大変参考になった、地域の気になる人との接し方のヒントになったとの意見が多く寄せられました。



心に悩みを抱えることは、特別なことではありません。

ライフステージの変化に伴い、誰でも抱える可能性があります。10代は学校生活、30代から40代は仕事や家庭生活、50代からは健康問題など。問題が重篤化する前に、地域・社会としてどのようにかわり、支えていくか。孤立から救い、信頼関係を築き、支援することで自殺や引きこもりなどを未然に防ぐ地域の力について改めて考える機会となりました。



心の健康に問題を抱える人にとっても、
そうでない人にとっても、
暮らしやすい社会を目指しましょう！

※1 生きることの包括的な支援として、全ての人がかけがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するため制定された法律（平成18年施行⇒平成28年改正）

師走を迎えても全国66地点で夏日を記録し、羽化したセミがいたそうだと季節のめぐりと暦をあらわすことば「二十四節気」と「七十二候」をご存知だろうか。二十四節気は半月毎の季節の変化を示すが、これをさらに約5日おきに分けて気象の動きや動植物の変化を知らせるのが七十二候である。「気候」という言葉は、「節気」と「候」の概念からきていると言われている▼たとえば12月22日。二十四節気では「冬至」。おなじみの、ゆず湯の日である。七十二候では「乃東生（なつかれくさしようず）」。乃東（夏枯草）が芽を出す頃を意味する。乃東はうつぼ草の異名で、冬に芽を出し夏に小さな花を咲かせる▼寒いのが苦手なので冬の訪れとともに心がふさがちとなり、春を待つのが常であったが、こんな寒い冬に芽を出す花もあるという。可憐で可愛い紫の花。可愛いだけではない。うつぼ草は古くから漢方として用いられてきた。煎じて飲めば利尿・消炎作用があり、煎液は捻挫や腫物の塗り薬、うがいにも用いられる。英名は「バニロバ」(すべてを癒す)▼うつぼ草のように寒く厳しい冬に芽を出し誰かの傷を癒す存在にあらがれ

(担当：S)